平成２６年（フ）第２３１号
盛岡市西見前19地割２番地３
債務者　福田厳憲こと　徐　　永穆
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５７号
岩手県岩手郡葛巻町江刈第14地割33番地７
債務者　川下　敏春
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４１５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目20番地の25　ハイツヴァーレイ101
債務者　菅原　浩江
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
神奈川県秦野市栄町９番21号、前住所神奈川県秦野市南矢名1027番地の184
債務者　葦原　　佑
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６８号
神奈川県伊勢原市下落合410番地の30
債務者　姫野　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８８号
岐阜県中津川市茄子川1516番地の２
債務者　永屋　利文
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８１９号
京都市北区衣笠氷室町28番地13
債務者　岩間　景子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
香川県高松市松福町２丁目13番７号　ラ・パルフェ・ド・コゼット403
債務者　植本　早紀（旧姓十河）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５号
福岡県大牟田市一部町118番地　一部コーポ101号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４５号
福岡県豊前市大字八屋730番地６
債務者　瀧石いづみ（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
福岡県京都郡みやこ町犀川花熊1192番地
債務者　下入佐彩織
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１６０１号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目16番14号　ソラルカーサ北寺尾302号
債務者　鵜飼　秀子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０３号
岡山県高梁市落合町阿部576番地
債務者　西　　勝浩
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３４号
岡山市中区中島46番地４
債務者　谷淵満里子（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５０号
岡山市北区中島田町２丁目５番22―101号
債務者　小西　尚彦
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４３号
栃木県鹿沼市上石川230番地５
債務者　高野　和美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７８４号
東京都府中市八幡町１丁目18番地の25カーサエム302
債務者　芝山　宏之
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部